

下記のとおりに申すように入力して下さい。

提出用
 平成25年10月18日
 〒102-8307
 千代田区九段南1-2-1
 九段第3合同庁舎12階
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32700 ※修正項目番号 ※入力決定コード
 労働保険番号 13101304711-000
 労働保険種別番号 10 労働保険種別番号 10 労働保険種別番号 1

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 概算・増加概算保険料額 (⑧×⑨)
労働保険料	34095	3.5	536212
労働保険料	34095		119332
雇用保険法適用者分	3215		
高年齢労働者分	30880	13.5	416880
保険料算定対象者分			
一般拠出金			

⑪ 申告済概算保険料額	⑫ 申告済概算保険料額
(イ) 充当額	(イ) 不足額
差引額	⑬ 増加概算保険料額

⑭ 期別納付額	⑮ 加入している労働保険	⑯ 労働保険	⑰ 雇用保険	⑱ 特掲事業	⑲ 該当する	⑲ 該当しない
第1期 536,212	労働保険 労働保険	労働保険 労働保険	労働保険 労働保険	労働保険 労働保険	労働保険 労働保険	労働保険 労働保険
第2期	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険
第3期	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険
加入している労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険	労働保険
所在地	東京都千代田区霞が関1-×-×	事業主	株式会社カスミ商店	代表取締役	千代田カスミ	

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

取り扱行名 30840 取扱い番号 0847 厚生労働省 6118 平成25年度

労働保険種別番号 13101304711-000

納付の目的
 1. 平成25年度 1期
 2. 平成25年度 2期
 3. 平成25年度 3期

住所 〒100-XXXX 千代田区霞が関1-×-×
 氏名 株式会社カスミ商店 代表取締役 千代田カスミ

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

⑫ 保険料算定基礎額の見込額欄
 保険関係成立の日から保険年度末(平成26年3月31日)までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

⑬ 期別納付額欄
 各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
 概算保険料額(⑩欄のイの額)を⑭の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して⑮欄のイの概算保険料額の1期分欄に記入し、端数のなくなった額(2期分、3期分)納付回数が2回の場合は2期のみを⑮欄のイのそれぞれに該当欄に記入します。

⑯ 加入している労働保険欄
 労働保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労働保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。

⑭ 概算・増加概算保険料額欄
 ⑫ 保険料算定基礎額の見込額に、⑬ 保険料率を乗じて得た額を記入します。(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。)なお、(ロ)及び(ホ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額を(イ)に記入します。

⑰ 延納の申請欄
 納付すべき概算保険料が40万円(労働保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあっては20万円)以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を記入します。
 延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。